

マイナンバー(共通番号)違憲訴訟 @ 神奈川

第12回期日のご案内



★2019年 6月20日 (木) 11時開廷

★横浜地方裁判所 101号法廷

★集 合:10時30分 (検査を済ませておいてください。)

★報告集会(裁判終了後) 波止場会館 4階大会議室

◎裁判所への入り口は日本大通り側(開港記念会館と反対側)のみになりました。

◎ゲート式の金属探知機等を用いた所持品検査が行なわれます。

傍聴支援のお願い

提訴から3年、これまで11回の口頭弁論が行われてきましたが、結審間近になってきました。前回11回期日は証人尋問でしたが、裁判長は「これで立証も終わったので、次回結審します。」と述べました。

マイナンバー(共通番号)制度は憲法13条が保障するプライバシー権や自己情報コントロール権を侵害するとして、マイナンバー漏洩事故や情報連携ネットワークシステムの欠陥など、あらゆる角度から訴えてきました。4月から裁判長が交代しましたが、結審の可能性は高く、今回12回期日が最終弁論になりそうです。

勝利判決を手にするように、傍聴席を満席にして私たちの思いを裁判長に見せていきたいと思います。

◆第11回口頭弁論報告(2019年3月7日)

- *10時30分からお昼休憩を挟んで15時40分までの長時間でしたが、証人尋問および原告本人尋問は番号制の問題性と危険性を実状を踏まえての明確な証言でした。
- *午前森田明さん(弁護士)が証言。県の情報公開・個人情報保護審議会の委員を務める中で携わってきた、各種行政事務の特定個人情報保護評価の策定・審査などで見えてきた問題点をあげ、マイナンバー制度に係る行政事務等の実情を述べました。
- *午後原田富弘さん(自治体職員)が証言。「情報連携システムの仕組みと問題点」「自治体事務の負担増大の実態」「相次ぐマイナンバー漏洩事故の発生とその原因」を述べました。
- *続いて原告本人の宮崎俊郎さんが証言。番号で一元管理された個人情報で人格形成がなされることの嫌悪感を訴え、マイナンバー制度という巨大な情報システムに参加しないという選択権を主張しました。
- *被告・国の反対尋問は些末で意味のないものばかりで原告の宮崎さんには反対尋問は行いませんでした。
- *傍聴者にも何を尋問しているのかわかるように、書面を示すときに使う書画カメラの映像をモニターに写すように弁護団が裁判所に要請したのですが、理由も述べず却下されました。誰のための裁判所なのか、市民の訴えに真摯に向き合わない姿勢は問題です。

◆マイナンバー(共通番号)違憲訴訟とは?

本人同意のない個人情報の収集・利用は憲法13条が保証するプライバシー権の侵害にあたるとして、2016年3月24日、国を相手に201人で提訴しました。9月には2次提訴を行い19人が加わり、更に2017年12月に10人が3次提訴を行い、総勢230人の大原告団です。

私たちが求めているのは

- (1)制度運用の差し止め
(番号の収集・利用・提供・保存)
- (2)個人番号の削除
- (3)損害賠償 (一人あたり11万円)

◆なぜ、裁判か!

マイナンバー(共通番号)制度は、国がかってに個人情報を収集し利用する一元管理であり、国民総背番号制ともいえます。情報漏えいの危険性が大きく、情報の名寄せによってプライバシーが丸裸にされてしまいます。裁判は制度に組み込まれていくことへの抵抗としての意思表示です。様々な立場や角度から制度の危険性や問題点を明らかにして、「私たちは番号もカードもいらない! 番号で管理されたくない! プライバシーを侵害する違憲の制度だ!」と広く世論喚起していきたいと思います。



傍聴に来て
ください

連絡先: マイナンバー(共通番号) 違憲訴訟神奈川 原告団・弁護団

080-5052-0270(宮崎)

<http://nomynumber-kanagawa.blogspot.jp/>